

会派研修会実施報告書

会派研修の結果について、下記のとおり報告します。

令和3年1月8日

光市議会議長 中 本 和 行 様

光市議国会派 「かいこう」

代表者 木村 信秀

議員名 森戸 芳史

議員名 小林 隆司

議員名 早稲田真弓

記

- 1 研修日時 令和2年12月10日（木） 13：30～15：30
- 2 研修場所 光市議会第2委員会室
- 3 研修内容 「保護司の活動と光市再犯防止推進計画について」
- 4 研修結果 別紙のとおり

研修結果

日 時	令和2年12月10日(木) 13:30~15:30	
場 所	光市議会第2委員会室	
講 師	光下松保護区保護司会会長 小川善昭	
テーマ	保護司の活動と光市再犯防止推進計画について	

<研修の目的>

保護司の活動についてはなじみがなく、12月議会において光市再犯防止推進計画の中間報告が提案されていることから、審議に活かすことを目的に政務活動費を活用し研修会を開催しました。

<研修概要>

【保護司の活動について】

保護司法の第1条には、保護司の使命が次のように掲げられています。「保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする」。この使命を果たすため、保護司は、具体的には次のような諸活動に従事しています。

■観察保護

犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための約束事(遵守事項)を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行います。

■生活調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰できるよう、釈放後の帰住予定地の調査、引受人との話し合い等を行い、必要な受け入れ態勢を整えます。

■犯罪予防活動

犯罪や非行を未然に防ぐとともに、罪を犯した人の更生について理解を深めるために、世論の啓発や地域社会の浄化に努めるものです。毎年7月は、“社会を明るくする運動”強調月間として、講演会、シンポジウム、ワークショップ、スポーツ大会等様々な活動が展開されています。

【更生保護サポートセンターについて】

保護司会が地域の関係機関や団体と連携しながら犯罪や非行のない明るい社会を築くための更生保護の拠点です。「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築を行っています。また、保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提

供の場としても活用されています。現在、県内に13か所あり、光市では東部憩いの家の中にサポートセンターが設置されています。

【光市再犯防止推進計画について】

基本方針として犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括支援を行います。市の取組事項として、1 広報・啓発活動、2 就労・住居の確保、3 保健医療・福祉的支援、4 補講の防止と修学支援、5 関係機関との連携強化が掲げられています。

光市の刑法犯の認知件数は年間150件程度で推移しており、令和元年度は157件、そのうち窃盗犯が101件となっています。山口県全体では認知件数は年間5千件から6千件で推移しており、再犯者の無職率は平成30年度で72.2%となっています。

<質疑応答>

○更生保護サポートセンターの経費の負担と保護司の活動費は？

➡光市では30名が保護司（ボランティア）として活動。出張等の実費は支給される。サポートセンターの経費は行政から拠出されている。

○再犯防止には何が必要？

➡罪を犯した者の就職が必要。就職できないと再犯となる。今後は、罪を犯した者の現状など再犯防止に向け周知の機会を積極的に増やしていきたい。

○就職の状況は？

➡ハローワークを通じてだけでは決まらない。経営者の理解が必要。協力企業もあるが、人脈を頼りお願いをする。圧倒的に不採用が多い。

○犯罪防止のため防犯カメラなどの設置を増やすべきではないか。

➡再犯防止と犯罪防止は一体で行う必要がある。防犯カメラの設置は有効である。

<所感と市政への反映>

保護司の活動についてはほとんどなじみがなく、サポートセンターの存在や活動の大変さが理解できませんでした。我々として何ができるのかということですが、周知活動の機会の紹介や学校中退者等に対する修学支援の仕組みをつくることで資格取得の支援を行うことが必要と考えます。さらに、犯罪防止のため行政や民間での防犯カメラの設置を促すとともに、車載カメラの普及についても検討が必要であると考えます。